

平成30年 9月 7日

大阪機械工具商健康保険組合

平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震に係る 災害救助法の適用に伴う健康保険の取扱いについて

去る9月6日に発生した北海道胆振地方中東部を震源とする地震及びその後の続震により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、当該の地震により北海道の179市町村に災害救助法の適用が決定されました。

このことに伴い、当健康保険組合組合員の方は、被害の程度（住家全壊・半壊以上相当）により、病院などへの受診に際して支払う窓口負担の免除等を受けられる場合がありますのでお知らせいたします。

なお、詳細につきましては、当健康保険組合までご相談ください。

大阪機械工具商健康保険組合業務係

TEL 06-6533-0215

※災害救助法適用地域の詳細につきましては、内閣府HPにてご確認ください。

内閣府防災情報のページ「災害救助法の適用状況」

(URL)

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuuio/kyuuio_tekiyou.html